

薬生食輸発0413第1号
令和5年4月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(メキシコ産マンゴーのペルメトリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正：令和5年4月11日付け薬生食輸発0411第1号)により通知したところである。

メキシコ産マンゴーについては、令和4年7月21日付け薬生食輸発0721第3号によりペルメトリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施しているところであるが、今般、輸出者名について変更されているとの情報を入手したことから、同通知の別表第3中、製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄にAGROPRODUCTOS Y COMERCIALIZADORA ROSALES S DE RL DE CVを追加することとしたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。